

長野県告示第246号

県・市町村職員交流研修規程（昭和54年長野県告示第175号）の一部を次のように改正します。

平成16年 3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

題名を次のように改める。

県・市町村職員派遣研修規程

第1条中「県及び」を削り、「交流を深めるとともに資質の向上を図り、もって地方自治の振興に資するため、市町村からの依頼に基づき市町村職員の交流研修を」を「研修を県に申し出て」に、「県職員の交流研修」を「県の職員の研修」に、「依頼して」を「申し出て」に改める。

第11条を削る。

第10条の見出しを「(派遣研修の状況の報告)」に改め、同条中「交流職員の交流研修状況を、交流研修状況報告書」を「派遣職員の研修状況を、職員派遣研修状況報告書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 派遣団体の長は、必要に応じ、派遣職員に対し現況等の報告を求められることができる。

第10条を第11条とする。

第9条中「交流職員」を「派遣職員」に、「地方負担金」を「地方公共団体の負担金」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「交流職員」を「派遣職員」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「交流職員」を「派遣職員」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「交流職員」を「派遣職員」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「交流職員」を「派遣職員」に改め、同条第1項中「交流職員」を「派遣職員」に改め、同条第2項中「交流職員」を「派遣職員」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、派遣団体の関係規程を適用した場合と比較して、当該派遣職員に不利益が生じる場合にあっては、当該関係規程を適用するものとする。

第5条第3項中「交流職員」を「派遣職員」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「交流職員」を「派遣職員」に、「1年」を「原則として2年」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(派遣職員の資格)」に改め、同条中「交流研修を受ける」を「研修のために派遣される」に、「交流職員」を「派遣職員」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号中「25歳以上35歳」を「20歳以上50歳」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「交流研修」を「研修」に、「職員交流研修依頼書」を「職員派遣研修申出書」に、「依頼する」を「申し出る」に改め、同条第2項中「依頼」を「申出」に、「交流研修」を「研修」に、「職員交流研修決定通知書」を「職員派遣研修決定通知書」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(研修の種類)

第2条 前条の研修（以下「研修」という。）の種類は、県・市町村職員相互交流派遣研修及び自律町村支援のための県職員派遣研修とする。

2 県・市町村職員相互交流派遣研修は、県及び市町村の職員の資質向上を図るとともに、対等なパートナーシップを確立するため、県及び市町村が原則として相互に職員を派遣して行うものとする。

3 自律町村支援のための県職員派遣研修は、別に定める小規模町村の自律する自治の確立を支援するとともに、県職員の資質の向上を図るため、県から町村に職員を派遣して行うものとする。

第13条を第14条とする。

第12条中「交流研修」を「派遣研修」に、「総務部人事課」を「経営戦略局人事活性化チーム」に、「取扱う」を「取り扱う」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(県職員の研修)

第12条 第3条から前条までの規定は、県職員に係る研修について準用する。

様式第1号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「職員交流研修依頼書」を「職員派遣研修申出書」に、「県・市町村職員交流研修規程第2条第1項」を「県・市町村職員派遣研修規程第3条第1項」に、「依頼します」を「申し出ます」に、

「1履歴書

2健康診断書」を「履歴書」に改める。

様式第2号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に、「職員交流研修決定通知書」を「職員派遣研修決定通知書」に、「市町村長殿」を「市町村長 様」に、「依頼」を「申出」に、「職員交流研修に」を「職員派遣研修に」に改める。

様式第3号中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に、「交流研修状況報告書」を「職員派遣研修状況報告書」に、「(派遣団体)長 殿」を「(派遣団体)長 様」に、「交流研修状況は」を

「

遅刻	早退	出張	摘要

」を

「

出張

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の県・市町村職員交流研修規程の規定に基づき行われた手続は、この告示による改正後の県・市町村職員派遣研修規程の相当する規定に基づき行われた手続とみなす。

市町村課

長野県告示第247号

地域づくり総合支援事業補助金交付要綱(平成14年長野県告示第195号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第11中「岡谷市」を「東御市」にあっては上小地方事務所、岡谷市に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

市町村課

長野県告示第247号の2

障害児手当支給要綱(昭和61年長野県告示第463号)は、廃止します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

障害福祉課

長野県議会告示第1号

長野県議会事務局規程(昭和31年長野県議会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

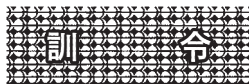
長野県議会議長 古田英士

別表第1の総務課の項中「長野県議会議員公舎(以下「公舎」という。)」を「長野県議会議員会館」に改める。

別表第2の総務課の項を次のように改める。

総務課	運転技師長	自動車の運転業務
	運転技師	
	安全運転管理者	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項に規定する職務

総務課



長野県訓令第2号

本庁内部部局
現地機関

職員定数規程(平成15年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

別表の1中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改

め、同1の衛生公害研究所の項を削り、同1中

「自然保護研究所 17」を「環境保全研究所 67」に改める。

行政システム改革チーム

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第36条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、軽易な事案に係るものには、電子署名を省略することができる。

別表第3の2中「婦人相談所」
「婦相」を

「女性相談センター」
「女相」に、

「衛生公害研究所
看護大学」
「衛公
看大」を

「看護大学」
「看大」に、

「須坂病院」
「須病」を

「公衆衛生専門学校伊那校
須坂病院」
「公衛伊
須病」に、

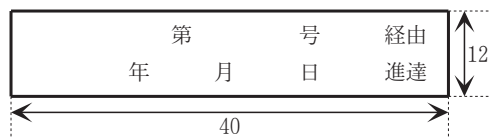
「自然保護研究所」
「自保」を

「環境保全研究所」
「環保」に改める。

別表第4中「短期大学」を「短期大学 中央児童相談所」に、「保健所 衛生公害研究所」を「保健所」に、「長野消費生活センター」を「精神保健福祉センター 長野消費生活センター 環境保全研究所」に改める。

様式第21号を次のように改める。

(様式第21号)(第59条関係)



(備考) 寸法の単位は、ミリメートルである。

文書学事課